横浜市民防災センターにおける 空地活用事業者公募実施要領 神奈川区沢渡 土地

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和6年11月実施

横浜市消防局

I 概 要

横浜市では、保有資産の有効な利活用及び市の財源確保の一環として、神奈川区沢渡に所在する市有地について、事業計画書の内容等による資格審査及び競争入札により、貸付公募を行います。

1 貸付物件(土地)

所在地番・種別	貸付面積 (m²)	備 考
横浜市神奈川区 沢渡4番地7 横浜市民防災センター エントランス前	33. 00	用途地域: 1中高(60/150) 貸付期間: 令和7年1月4日(土)から 令和7年3月31日(月)まで (87日間) 最低入札価格: 50,000円 入札保証金: 免除 貸付条件: 要項II-4参照

2 公簿のスケジュール

、一次海のヘソンユール	
公募要項の配布	令和6年10月4日(金)から令和6年11月6日(水)まで 【配布場所】横浜市消防局7階総務課及び消防局ホームページ
	▼
物件の下見	令和6年10月16日(水)午後2時
	※下見を希望される場合は前日までに電話で予約をしてください。
	▼
質問書の提出・回答	令和6年10月4日(金)から令和6年10月23日(水)まで
	※令和6年10月25日(金)までに「横浜市消防局ホームページ」に
	おいて回答します。
	▼
応募申込者の受付	令和6年10月25日(金)から令和6年11月6日(水)まで
心分下之行。少久门	【受付場所】横浜市消防局7階総務課
	▼
貸付料入札者の決定	令和6年11月12日 (火) までに応募申込者へ通知します。
	▼
借受人の決定	令和6年11月15日(金)
	※応募申込がない場合等は翌日から再公募(先着順)を行います。
	▼
契約書の締結	令和6年11月29日(金)頃まで
	▼
貸 付 期 間	令和7年1月4日(土)から令和7年3月31日(月)まで

Ⅱ 貸付内容(条件等)について

1 貸付物件

以下の土地を貸し付けます。

所在地番	貸付面積(m²)	備考
横浜市神奈川区沢渡4番地7	33.00	即还安中國之即
横浜市民防災センターエントランス前	33.00 別添案内図参照	

2 貸付期間

令和7年1月4日(土)から令和7年3月31日(月)午前9時から午後5時まで ※貸付けに係る準備期間及び期間満了に伴う原状回復期間も貸付期間に含みます。

3 貸付料

(1) 総額

貸付料入札時の落札価格が貸付料となります。

(2) 支払方法

本市の発行する納入通知書により、契約決定後指定した本市が指定する期日までに支払うこととします。

4 貸付条件

(1) 貸付けの用途

原則として、キッチンカーやテーブル等を使用して飲食物の販売及び物品販売

(2) 用途の制限

貸付地に堅固な建物を建設することや、住居を併設することはできません。 また、次のアからキに該当する使用はできません。

- ア 悪臭・騒音・振動・土壌汚染・有毒ガス等、近隣環境を損なう可能性のある用途
- イ 政治的又は宗教的用途
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員等の事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれのあると認められる用途
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(成人向けDVDショップ等を含む。)の用途
- オ 都市計画法 (昭和43年法律第100号)、建築基準法 (昭和25年法律第201号)及び関係法令、 要綱等に違反する用途
- カ その他本市が適さないと判断した用途
- キ 第三者をしてアからカの用途に使用させること
- (3) 貸付範囲

「物件案内図 (別添)」に示す範囲とし、その範囲内に車両(キッチンカー等)、テーブル、看板等の出店に必要な資機材を配置することとします。

なお、範囲内であれば複数の出店も可とします。

(4) 販売品目

次に掲げる展示及び販売等はできません。

- ア 酒類、たばこに関するもの
- イ 葬儀、遺言、お墓等の死を連想させるもの
- ウ 法令等に違反するもの又は恐れのあるもの
- エ 政治性及び宗教性のあるもの
- オ 社会問題についての主義主張
- カ 美観風致を害する恐れがあるもの
- キ 公衆に不快の念又は危害を与える恐れのあるもの
- ク その他、不適当と横浜市民防災センター所長が認めるもの

(5) ごみ箱の設置

飲食物、物品販売をする場合は、購入者用のごみ箱を設置し、その周辺の清掃を万全に行い、ごみ箱からごみが溢れることがないよう適切に維持管理を行ってください。また、ごみの処理は出店者の責任で適切に処分してください。

(6) 電力供給

電力が必要な場合は、出店者が準備するものとし、発電機への燃料補給の際はエンジンを停止し、出火防止に努めてください。

(7) 飲食物の提供

食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主 基準を遵守し、衛生管理に万全を期することとします。また、PL保険(生産物賠償責任保 険)に加入することとします。

(8) 貸付方法

- ア 地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付けとなります。
- イ 契約は、借地借家法(平成3年法律第90号)第25条の規定に基づく一時使用目的の賃貸借契約とします。
- ウ 貸付物件は、現状有姿での貸付けとなります。したがって、工作物(ブロック塀、フェンス、排水施設、舗装)などを含むものとし、越境物や占有物などがある場合についても 現状有姿のままでお貸しすることになります。

(9) 禁止事項

ア 権利設定及び譲渡の禁止

借受人は、あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除いて、貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をすることはできません。

イ 貸付財産の形質変更の禁止

借受人は、貸付対象財産の使用にあたり、貸付財産の形質を変更することはできません。 ただし、あらかじめ市から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。

(10) 貸付期間終了時の条件

借受人は貸付期間が満了したとき、又は「II 8 契約の解除」により契約を解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付対象財産を原状に回復して市に返還しなければなりませ

ん。この場合、借受人は市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求 をすることができません。

5 借受人の義務

(1) 調査協力義務

使用状況等を把握するため、本市は随時に貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人はこれに協力していただかなければなりません。

(2) 売上報告書の提出

貸付物件に係る売上状況は、毎月取りまとめ、令和7年4月15日(火)までに売上報告書を提出してください。

- (3) その他
 - ア 借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付財産を使用・管理し、契約目的に沿った 使用をしていただきます。
 - イ 借受人には、貸付財産を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。貸付期間中は 借受人が物件全体の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は借受人の負担 とします。
 - ウ 借受人は、市が貸付対象財産の管理上必要な事項を借受人に通知した場合は、その事項 を遵守しなければなりません。
 - エ 借受人は、貸付対象財産の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分配 慮してください。
 - オ ごみ箱を設置し購入者が常時ごみを排出できる状態にしてください。また、ごみの処理 は出店者の責任で適切に処分してください。
 - カ 事前に出店者が決まっている場合は「出店計画書」を提出してください。希望により、 横浜市民防災センターのホームページに掲載することも可能です。
 - キ 当該区画に出店する場合は沢渡中央公園の開錠が必要のため、横浜市民防災センターの 事務所にて鍵を受け取ってください。開錠後、公園内を走行する際は、ハザードランプを 点灯させ、徐行運転で安全に十分に留意し指定された位置に停車してください。その後、 速やかに施錠をお願いします。
 - ク 貸付時間を厳守し、退出するときは区画内の清掃を実施した後、入場時と同じ動作で開 錠、施錠を実施し、鍵を横浜市民防災センター事務所までご返却ください。
 - ケ 電源が必要な場合は各出店者でご準備ください。

6 違約金

借受人は貸付期間中に次の事由が生じた場合は、それぞれに定める金額を違約金として支払 わなければなりません。

(1) 「Ⅱ 5 借受人の義務」に違反した場合 貸付物件の時価の3%に相当する額 (2) 「Ⅱ 4 貸付条件」に違反した場合 貸付物件の時価の9%に相当する額

7 引き渡し

令和7年1月4日(土)に、現地立会いのうえ、現状有姿で土地の引き渡しを行います。ただし、落札者の都合により現地立会いを行わない場合は、令和7年1月4日(土)に現状有姿で土地の引き渡しを行ったものとします。

貸付面積には、工作物(ブロック塀、フェンス、排水施設、立竹木)なども含みます。

8 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、市又は第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(1) 借受人が「Ⅱ 4 貸付条件」記載の事項に違反、あるいは「Ⅱ 5 借受人の義務」記載の義務を果たさない場合

この場合、納入済の貸付料の返還はいたしません。

(2) 市が貸付物件を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。 この場合、納入済の貸付料については、貸付期間の残存日数に応じて返還します。

Ⅲ 物件の下見及び質問書の提出と回答について

1 物件の下見

物件の下見は次のとおり行います。下見を希望される場合は前日までに、電話若しくはEメールで下記連絡先まで連絡をお願いします。

(1) 日時

令和6年10月16日(水)午後2時から3時まで

(2) 集合場所

現地(横浜市神奈川区沢渡4番地7)

(3) 連絡先

消防局予防部横浜市民防災センター 担当:門倉

電話:045-312-0119

Eメール: sy-shiminbosai@city. yokohama. lg. jp

2 貸付公募実施要項に関する質問書の提出と回答

貸付公募実施要項についての質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問受付期間

令和6年10月4日(金)から令和6年10月23日(水)まで

(2) 提出方法

質問書(様式5)をEメールにより、末尾の「募集要項に関するお問い合わせ、配布及び 応募受付先」に送付してください。

※メールの件名は、【空地活用事業者質問書】貴社名 としてください。

(3) 回答

令和6年10月25日(金)までに、「横浜市消防局ホームページ」で回答いたします。再質問は認められません。

(4) 連絡先

末尾の「募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先」のとおりです。

Ⅳ 応募について

1 応募資格

応募者は次の各号に掲げる条件を全て備える者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること(一般競争入札の参加者の資格を有しない者)。
- (2) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止 措置を受けていない者
- (3) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (4) 施設の建設、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えており、本市が指定する期日までに公有財産貸付契約を締結し、貸付料の支払いが可能であること。
- (5) 貸付公募実施要項の内容を遵守し、事業計画を適切に行えること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属するものでないこと。
- (7) 貸付公募実施による貸付料入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

2 応募の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないこととします。

- (1) 経営不振の状況(破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。)にある者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第 2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号:以下「暴対法」 という。)第2条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者 なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警

察当局から排除要請を受けた者をいう。

- ア 公募土地を暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所 その他これに類するものの用に供しようとする者(注)「これに類するもの」とは、「公の 秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
- イ 暴対法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- ウ 次のいずれかに該当する者
- (ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者 ※「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以 外の者」をいう。
- (イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしている者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- エ ア〜ウの依頼を受けて応募に参加しようとする者

3 応募方法

受付期間内に、応募に必要な書類を各1部用意し、受付場所まで直接ご持参ください(郵送、電話、ファックス、Eメールによる受付は行いません)。

(1) 受付期間

令和6年10月25日(金)から令和6年11月6日(水)まで (ただし、土、日、祝祭日を除きます。)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までを除きます。)

(3) 受付場所

末尾の「募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先」のとおりです。

- (4) 応募に必要な書類
 - ア 一般競争入札参加申込書(様式1) (実印で押印のこと)
 - イ 事業計画書及び土地利用計画書(様式2) (利用目的詳細を記載した書面)
 - ウ 法人登記履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
 - エ 印鑑証明書
 - オ 法人役員名簿(役員住所、生年月日も記載)の写し
 - カ 最近2年間の納税証明書(「法人税 その1 納税額証明書」及び「市民税(法人分)」
 - キ 財務諸表の写し
 - ※個人の場合は「一般競争入札参加申込書」に記載された書類を添付すること
 - ク 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書(様式4)

(5) 注意事項

上記以外の資料等の提出を求めることがあります。また、提出された書類は、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、書類作成等は応募者の負担により行うものとします。

※提出された応募書類は、応募資格の判断のための調査・照会資料として使用します。

(6) 応募後の調査等について

応募後、資格審査のための財務診断、調査等を実施させていただきます。また、選定にあたって、事業計画等についてヒアリングを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Ⅴ 入札について

1 入札資格

「IV 応募について」の条件を全て満たした者で、適正とされた応募申込者とします。

2 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を確認し、審査結果については令和6年11月12日(火)までに、全ての 応募者に対して文書で通知します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

3 入札・開札

(1) 日時

令和6年11月15日(金)午後2時から

(2) 場所

横浜市消防局 消防本部庁舎2階 入札室

(3) 入札書

所定の入札書(様式6)に必要事項を記入し、記名・押印の上、物件番号及び入札参加者名を記載した封筒に封入し、入札時に入札箱に投函してください。

入札金額は、貸付料の総額を表示してください。

なお、代理人の方が入札される場合は、委任状(様式3)が必要となります。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加する資格がない者の入札

- イ 所定の日時までに入札保証金の納付のない者の入札
- ウ 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入

札

- エ 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- オ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ 入札者の記名押印のない入札書による入札
- キ 要領が不明確な入札書による入札
- ク 入札に関し、不正行為があった者の入札
- ケ 最低入札価格に達しない貸付料で入札した者の入札

4 開札

入札締切り後、直ちに開札を行います。

貸付料入札者が開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

5 落札者

落札者は、横浜市の最低入札価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の 価格をもって入札を行った者とします。

最高の価格をもって入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者 を決定します。

なお、再度入札は実施しません。

6 入札結果

入札結果については、令和6年12月以降、横浜市消防局ホームページにて公表いたします。

VI 契約方法等について

1 公有財産貸付契約書の締結

入札終了後、落札者には貸付決定通知書、契約書及び納入通知書をお渡しします。落札者は、令和6年11月29日(金)までに、本市の定める様式により、公有財産貸付契約書を締結していただきます。

契約の締結には、次の書類を添付します。

- (1) 公有財産貸付申請書(実印で押印のこと)
- (2) 使用前の写真(契約日に提出)
- (3) その他必要な書類

なお、貸付契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、事業予定者の負担となります。

2 貸付料の支払い

本市の発行する納入通知書により、契約決定後本市が指定する期日までに支払うこととしま

Ⅲ 応募申込者がない場合等の再募集について

1 再募集

入札物件について、以下のいずれかに該当する場合、随意契約による貸付公募を行います。

- ・応募申込者がなかった場合
- ・応募申込者はあったものの、資格審査の結果、貸付料入札者がなかった場合
- ・落札者から辞退があり、かつ繰り上げ予定者がなかった場合

2 応募方法

(1) 受付期間

令和6年11月18日(月)から先着順に受け付け (ただし、土、日、祝祭日を除きます。)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までを除きます。)

(3) 受付場所

末尾の「募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先」のとおりです。

- (4) 応募に必要な書類
 - ア 公有財産貸付申請書(実印で押印のこと)
 - イ 事業計画書及び土地利用計画書(利用目的詳細を記載した書面)
 - ウ 法人登記履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
 - 工 印鑑証明書
 - オ 法人役員名簿(役員住所、生年月日も記載)の写し
 - カ 最近2年間の納税証明書(「法人税 その1 納税額証明書」及び「市民税(法人分)」)
 - キ 財務諸表の写し

※個人の場合は「一般競争入札参加申込書」に記載された書類を添付すること。

3 貸付条件

(1) 貸付料

横浜市の指定する最低貸付価格での貸付けとなります。

(2) その他の条件

その他の貸付条件は「Ⅱ 貸付内容」と同様です。

4 応募資格と資格審査

応募資格は「IV 応募について」と同様です。応募申込があった場合は「V 応募申込者の資格審査」と同様の資格審査を行い、全ての審査項目が適正とされた場合、借受人として、本市の定める様式により、公有財産貸付契約書を締結していただきます。

募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先

今回の貸付けに関する問い合わせ先は次のとおりです。

所在	〒240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2番地20		
扣水如盘	横浜市消防局総務部総務課(横浜市消防局7階)		
担当部署	担当:鈴木		
電話番号	045-334-6523 (直通)		
Eメール	sy-keiyaku@city.yokohama.lg.jp		
受付時間	土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで		
	(ただし、正午から午後1時までを除きます。)		
	・募集要項は、横浜市消防局ホームページに掲載します。		
備考	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/sonota/shobo/		
	・郵送等による提出はできませんので、担当部署まで直接ご持参ください。		

物 件 案 内 図

<u>物件番号 06-21-001 (1施設1区画)</u> 最低貸付価格 50,000円 (非課税)

【施設配置図(平面図)】



【現地写真】



1 空地活用の概要

(1) 大きさ

区画内に収まる車両 (キッチンカー等)、テーブル、看板等の出店に必要な資機材とすること。なお、区画内であれば、複数出店可。

(2) 販売品目の条件

次に掲げる展示及び販売等はできません。

- ア 酒類、たばこに関するもの
- イ 葬儀、遺言、お墓等の死を連想させるもの
- ウ 法令等に違反するもの又は恐れのあるもの
- エ 政治性及び宗教性のあるもの
- オ 社会問題についての主義主張
- カ 美観風致を害する恐れがあるもの
- キ 公衆に不快の念又は危害を与える恐れのあるもの
- ク その他、不適当と市民防災センター所長が認めるもの
- (3) ごみ箱の設置

飲食物、物品販売をする場合は、購入者用のごみ箱を設置し、その周辺の清掃を万全に行い、ごみ箱からごみが溢れることがないよう適切に維持管理を行ってください。また、ごみの処理は出店者の責任で適切に処分してください。

(4) 電力供給

電力が必要な場合は、出店者が準備するものとし、発電機への燃料補給の際はエンジンを停止し、出火防止に努めてください。

(5) 飲食物の提供

食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期することとします。また、PL保険(生産物賠償責任保険)に加入することとします。

- (6) 出店当日の流れ
 - ア 当該区画に出店する場合は開錠が必要のため、契約決定時に渡す鍵を毎回持参してください。開錠後、公園内を走行する際は、ハザードランプを点灯させ、徐行運転で安全に十分に 留意しは指定された位置に停車してください。その後、速やかに施錠をお願いします。
 - イ 貸付時間を厳守し、退出するときは区画内の清掃を実施した後、入場時と同じ動作で開 錠、施錠を実施してください。